

相続発生時の初期対応 こんなときどうする!?

ここでは、預金者の相続が発生したときに、どのように初期対応すべきかをケースごとに解説します。

ケース① 預金者の家族が来店し 預金者が死亡と言われた



金 融機関の担当者が店頭や訪問先などで、預金者の家族から預金者の死亡を告げられたときには、まずお悔やみと生前の取引に対するお礼を述べます。

大切な人を亡くした預金者の家族は気持ちが悪くなるので、死亡に伴う様々な手続きのことで不安になっていたりするかもしれません。

そのような状態のときに、目の前の行職員から気遣いの言葉を受ければ気持ちが和むことでしょ

う。以後の相続手続きに協力してもらいやすくなります。

情報の共有化を図る

次にすべきことは速やかに預金口座の入出金停止措置を講じることです。この措置を嫌がる家族もいます。しかし、これは金融機関に課せられた義務です。入出金停止措置の必要性や、要件さえ整えば当該預金の払戻しが可能なことを説明し、理解を求めましょう。

POINT

- ・ 預金者の死亡を告げられたら、お悔やみと生前の取引のお礼を述べる
- ・ 入出金停止時でも、要件を満たせば預金の払戻しができることを伝える

ケース②

他のお客様などから
預金者が死亡したという
話を聞いた



金

融機関が預金者について死亡の事実を知らずに当該預金者の預金を払い戻した場合、「預金者の相続開始の事実を知らないことについて金融機関に過失がない」かつ「所定の手続きにより預金を払い戻している」限り、預金規定の免責事項または債権の準占有者への弁済の定めにより、その払戻しは有効と考えることができます。

しかし、預金者について死亡の事実を知らずに当該預金者の預金の払戻請求に応じた場合には、金融機関は免責されず損害賠償の責を負う可能性もあります。

普段から預金者の情報には十分に注意を払い、預金者の死亡の事実を知った場合には、速やかに当該預金者のすべての取引について入出金停止等の措置を講じる必要があります。

死亡を知ったらすぐに対応

以下のような場合でも金融機関が預金者の死亡を知ったとみなされる可能性があるので注意する必要があります。

- ① 第三者（来店された他のお客様など）から預金者の死亡の話を聞いた
 - ② 新聞やテレビなどのニュースを通じて預金者の死亡を知った
 - ③ 渉外担当者が渉外活動中に預金者の死亡を知った
- ①～③のような場合であっても、自行車のルールに基づいて、当該預金者のすべての取引について入出金停止等の必要な措置を速やかに実施します。

POINT

預金者の死亡を知りながら当該預金を払い戻すと損害賠償を支払う場合も

ケース③

入出金停止後の
当座勘定に小切手の
支払呈示があった



当

座勘定取引契約は、取引先が振り出したまたは引き受けた手形・小切手の支払いを目的とする支払委託契約と、支払資金の預入れをする消費寄託契約の複合契約という説が一般的です。

当座勘定取引がある自然人が死亡したときは、委任契約は終了することとなります。同時に当座勘定取引も終了し、当座預金の残高は相続財産となります。

そのため、相続人から当座勘定取引を相続し継続して取引したい旨の申出があっても、その申出には応じず、新たに当該相続人と当座勘定取引契約を締結します。

生前の振出に効力あり

死亡した当座勘定取引先が生前に振り出した小切手が支払呈示された場合、法律的には当該小切手の支払委託の効力は失われませ

ん。

一方で、当座勘定規定では、当座勘定取引が終了した場合、その終了前に振り出された小切手であっても金融機関は支払義務を負わないと定めています。実務上は、死亡した当座勘定取引先が生前に振り出した小切手が支払呈示された場合は、原則として「振出人等の死亡」（0号不渡事由）により不渡返還します。

ただし、相続人から支払呈示された小切手の代金を支払ってほしい旨の申出があった場合は、相続人全員の連署のある支払依頼書等の提出を受け、支払資金を別段預金などに受けて小切手の決済を行います。

POINT

支払義務はないが、相続人の申出により決済を行うこともある